

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 教育総務課

許認可等の内容		栃木市奨学生の決定
根拠法令等及び条項		栃木市奨学金貸付条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市奨学金貸付条例第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 9月26日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市奨学金貸付条例抜粋 (奨学生の資格)</p> <p>第3条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 本市に6月以上住所を有する者が扶養する者</p> <p>(2) 経済的理由によって修学困難な者</p> <p>(3) 学業成績が優秀である者</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校に在学している者。ただし、定住促進奨学生にあっては、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科に限る。)、短期大学、大学又は専修学校(専門課程に限る。)に在学している者に限る。</p> <p>(5) 修学の意欲があり、かつ、品行方正である者</p> <p>(6) 確実な連帯保証人を付することができる者</p> <p>(7) 貸与奨学生にあっては、奨学金に類する他の学資の貸付けを受けていない者</p> <p>(8) 栃木市篤志奨学金給付条例(平成29年栃木市条例第31号)第1条に規定する栃木市篤志奨学金の給付を受けていない者</p>	